

徳大寺家本『執政神斎類要』（『撰政関白神斎法』）

太田 克雄
藤原 重雄

【解題】

はじめに

本所所蔵徳大寺家本『執政神斎類要』『徳大寺家本九一五〇』は、「撰関神斎法」「撰政関白神斎法」「殿記」などと題されることもある著作（以下、『撰関神斎法』）の一写本である。撰関ないし氏長者として神事に際しての斎戒について、藤原忠実（一〇七八―一一六二）の日記『殿暦』や藤原忠通（一〇九七―一一六四）の日記『玉林』を引用しつつまとめられた故実書である。日記引用の分量が多く、部類記の一種とも捉えうる。近世以来、藤原兼実（一一四九―一二〇七）の手になるとする写本もあるため、従来は兼実撰とされることもあったが、その男の良経（一一六九―一二〇六）の著作であることが鳥羽重宏氏「撰政・関白の神斎について」（『古代文化』四二四、一九九〇年）によって指摘されている。

神事に際して心身を清め、禁忌を守る斎戒には、祭日を中心とする厳重な致斎（ちさい・まいみ）と、それよりは軽い散斎（さんさい・あらいみ）とがあり、それぞれに日数や禁忌とされる対象があった。儀式書の規定や古記録にみられる事例を含め、斎戒・禁忌について全般的には、岡田重精『古代の斎忌』（国書刊行会、一九八二年）・『斎忌の世界』（同、

一九八九年）に詳しく、前者では兼実『玉葉』にみえる神祇官との問答も扱われている。規定があるとはいえ、実際の運用面では他の諸条件と絡み合い、とくに天皇の代行である撰政と補佐である関白との儀礼における立場の違いや、盛行する仏事の扱いの軽重など、先例や判断の根拠が必要とされ、『撰関神斎法』が編まれることになった。

先の鳥羽氏の論文は、『撰関神斎法』を扱ったほぼ唯一の研究で、忠実の『殿暦』にもとづき神斎の実態を整理・分析した上で、道長から良経の期間に拡げて神斎の様子を確認し、とくに入月斎（祭祀の行われる月の朔日から斎を行う）の撰関家における定着の様相を明らかにして、撰関家に継承された故実の一端を明らかにした。この鳥羽氏の論文の構想自体が、『撰関神斎法』に拠るものと思われる。というのも、後述のように、『撰関神斎法』に引かれる『殿暦』は意改などを含む抄出文で、もとの日記に戻って参照するのが適切であり、忠実は道長・頼通・師通らの先例にもとづき行動している。『撰関神斎法』に引かれるもう一つの日記が忠通の『玉林』であり、さらに兼実の事例を『玉葉』で補って確認し、良経による『撰関神斎法』の編集が諸本についての簡単な言及とともに示される。実質的に『撰関神斎法』の内容的な解説となっており、併せてのご参照をお願いする。

本書『撰関神斎法』は、院政期の撰関家による神斎の実態が知られるだけでなく、まとまった形で残存することの少ない忠通『玉林』の佚文史料としての価値がある。本書に引用される『玉林』の佚文は、『大日本史料』第三編の当該条でも収載が始まっているが、引載の性格上、本文を断片的にししか知り得ず、『撰関神斎法』の全体像を知ること、『大日本史料』のみからではまず困難である。

そこで本稿では、『大日本史料』の利用にも資すべく、『撰関神斎法』の全文を翻刻する。諸写本すべてと校合した段階でないが、特に卓越した善本という一本を決め難い印象であり、参照し得た写本から、相対的に誤脱の少ない本文を備えた一本である徳大寺家本により、まずは史料の全体像を示したい。諸本間の異同はごく少なく、すでに多くの誤写を含む写本が現存諸本の祖と考えられ、意味の通らない箇所も多い。そのため、翻刻の校訂注も十全とはいえない。

書 誌

執政神斎類要（徳大寺家本一九一五〇）（江戸後期）写 袋綴一冊
改裝薄香色地横刷毛目表紙。綴糸切れにより仮綴じ。縦三〇・五×横二一・〇センチメートル。外題、中央打付墨書「執政神斎類要」。料紙、楮打紙。墨付、四十三丁。遊紙、前二丁、後二丁（ただし一丁は裏表紙に貼り付けられる）。每半葉八行。一行十五字前後。内題、ナシ。奥書、「撰政関白神斎法、就家記抄出／之、為備廢忘也、随所見遂可書／入、不可他見也、／撰政^{在判}」（本奥書）。印記、「徳大寺／家藏」（朱陰刻、前遊紙二枚目右下）。

本文について気づいた点を挙げておく。親本の文字を判読できなかったのか、その部分を傍線で省略する箇所がある。また文字の判読を誤ったために文字が変わっていると考えられるところがある。例えば「由祓」

を「白祓」に、「葦」を「斎」に、「也」を「之」にするなどである。その他の「進発」を「御参」に誤写しているような例もある。しかしながら、『大日本史料』第三編之二五〇二八で用いた京都御所東山御文庫本『殿記』〔勅封五五一一〕と比べて、若干ではあるが本文が適切で、書物の全体像を伝えているようであり、相対的に善い他写本とも同等程度の本文で、本所蔵史料の紹介という面もあつて、暫定的な底本とした。積極的に採用すべき写本というわけではない。なおカラー画像を「所蔵史料目録データベース」より公開している。

諸 本

本書は単独また部類記の一部などとして伝わり、それらの書名もまちまちで、本来の書名も不確かであるが、ひとまず本奥書から「撰政関白神斎法」を採用しておくのが穏当であろう。

国文学研究資料館「日本古典籍総合目録データベース」所載本を整理すると、『撰関神斎法』として、内閣文庫「古〇三四一五九八」（中御門家旧蔵、元禄十二年野宮定基奥書あり、鳥羽氏論文参照）、静嘉堂文庫「八七一〇」（速水常房・山田以文旧蔵）、宮内庁書陵部「葉一一一七五」（葉室頼重写・奥書「以或人秘本書写之訖、／（朱方印）『葉室』龍作藤頼重」）、京都御所東山御文庫（「撰政関白神斎法」…上掲「勅封五五一一」〔殿記〕を指す。建仁四年任太政大臣記と併せ一冊）・東大史料編纂所「二〇〇一・一二二八」（同上、京都御所東山御文庫記録甲一三六）、東北大学野文庫（「撰政関白神斎法」〔六・三〇四一六一一〕）、石川武美記念図書館成算堂文庫（壺井義知写）があり、『撰政神斎法』として宮内庁書陵部「三五〇一二五」（鷹司本）、京都大学附属図書館「二〇四七三」（藤波家旧蔵）がある（この二本は兼実撰とする。『大日本史料』第四編之九、承元元年四月五日条、藤原兼実薨伝、六三四頁参照）。未見のため同書か

不明だが、『撰家神斎部類抄』として神宮文庫（加茂賞久、元文二写）、『執政神斎類要』として陽明文庫〔近二二六・四二〕（国文研マイクロフィルムによる。徳大寺家本と関係近い）・三条家、『執柄年中神斎事』として陽明文庫〔二二〇・一五四〕を載せる。他に単独本としては、ここで紹介する徳大寺家本の他にも、宮内庁書陵部『撰家神斎部類抄』〔柳二三四〕があり、注意すればまだ見つかることと思う。

さらに鳥羽氏が指摘するように、藤原良経の『後京極撰政記』（『殿記』）もしくは『後京極撰政部類記』の一部として含まれている場合がある。こちらも伝本が多く、『撰関神斎法』を収めるか確認できていないものが多い。鳥羽氏の調査では、内閣文庫にある八部の『殿記』等のうち五部に本書が含まれているとされ、今回確認したところを列挙しておく。

〔一四四・三六三〕「後京極撰政殿記」修史局等旧蔵、五冊の四冊目、外題「年中行事」（内容は『撰関神斎法』のみ）。

〔一四四・四二二〕「殿記」内務省旧蔵、六冊の二冊目、内題「撰関神斎類聚抄」。

〔一四四・四二三〕「殿記」、建仁四年任太政大臣記・年中行事と併せ一冊（同種の組み合わせ二冊本のうちの一冊に相当）。

〔一四四・四二四〕「殿記」甘露寺家旧蔵、二冊の一冊目。

〔一四四・四二五〕「殿記」内務省旧蔵、二冊の一冊目、内題「撰家神斎部類抄」、扉「按、此抄中称殿曆者忠実公記、称玉林者忠通公記也、惣計四十二葉、悉纂撰政関白年中神斎之事、因標曰撰家神斎部類抄」。

なお以下には含まれない。〔特〇二四・一一〕「後京極撰政部類記」紅葉山文庫旧蔵、七冊。〔二四四・四〇三〕「殿記」和学講談所旧蔵、一冊。

〔一四四・四〇八〕「殿記」一冊。

宮内庁書陵部にも複数の『殿記』があり、久世本〔二五九・一五七〕八冊のうち三冊目、鷹司本〔三五〇・三二二〕三冊のうち上冊、桂宮本〔三

五三・一七一〕二冊のうち上冊、庭田本〔二六四・六二五〕二冊のうち一冊がある。後ろ三本は内閣本の二冊本とほぼ同じ内容構成である。京都大学総合博物館所蔵勸修寺家旧蔵本に『後京極撰政記』が二部〔一五二〕〔一五二〕あり、〔一五二〕二冊のうち一冊（史料編纂所写真帳〔6170.68-1-56〕）の一部として「撰家神斎部類抄」（上掲内閣〔一四四・四二五〕参照）を含む。史料編纂所『殿記』〔1157-5-1〕（二冊本の乾の一部）も同類だが、内題「扉書はない。その他割愛する」。

『撰関神斎法』を含む良経の日記・部類記自体が、二条家で編まれた日記類聚『日次記』に内包されて伝来した可能性もあって、今後の研究の進展により、伝本系統の見通しが良くなるかもしれない（吉田一彦・廣瀬憲雄・木村慎平・手嶋大侑・松蘭齊・鳥居和之・丸山裕美子・浅岡悦子・芝田早希「蓬左文庫本『日次記』の基礎的考察―書物の書写・贈与・相続をめぐる公家と武家―」『人間文化研究』三三、二〇一九年）。

『日次記』の相対的に上位とされる写本では、東山御文庫「勅封八二・四九」（内題「日次記」踐昨大嘗記癸）、『撰関神斎法』冒頭部にもとづく誤題、蓬左文庫「日次記」〔六六一〕二三〇冊のうち癸廿一（外題「日次記」踐昨大嘗記廿一癸）を含む。現存する単独本の祖本が先行して存在したか、

『殿記』ないし『日次記』から一冊に独立させたものが祖本なのか、現時点では積極的に議論する素材が整っておらず、後考に委ねる。

なお単独本、『殿記』・『日次記』所収本の相違点として、「小祀」の小見出しの有無がある。『日次記』所収本はこの小見出しを落とし、単独本や『殿記』所収本は残す傾向があるが、全てに備っているわけではない（内閣文庫〔一四四・四二三〕〔一四四・四二四〕）。「小祀」を持つ伝本が存することを考えると、後人の追記でないとは言いが切れないが、単独本の祖本に相当するものがあつたと考えた方がよいであろうか。

また関連して、類似の書名を持つが別の著作であるものに、陽明文庫

所蔵の下記の三本がある。

(ア) 執柄神斎事 康元元年 一卷 [十四函一六]

(イ) 執柄家神斎事 年中 一卷 [十四函三四]

(ウ) 執柄家一年中神事 一卷 [十四函三五]

これらは「日本古典籍総合目録データベース」には未載だが、『陽明文庫記録』として本所写真帳 [61703-10] に収められ、近年では高精細デジタル画像での閲覧（本所および京都府立京都学・歴史館の端末による）が可能となっている。『撰関神斎法』とは直接関係がなかったため、以下、簡単な紹介に止める。

まず(ア)は康元元年(一二五六)と付される注記に従えば、近衛基平(一二四六―一二六八)の記録の一部(覚書)と思われるものである。一行約十七字の八行分が存する。ただし現存する『深心院関白記』(『大日本古記録』所収)に相当する箇所を見出せない。内容は神事のある月における撰関の潔斎についての記述で、冒頭に『殿暦』天永二年(一一一一)九月一日条を要約引用するが、『撰関神斎法』の引用箇所とは重なっていない。

次に(イ)と(ウ)は、一年のうち撰関家が関わる神事の日次を月ごとに列挙した年中行事に、(ア)と同じような覚書が加わったものである。(ウ)は(イ)の近世写本で、若干の省略や順序の入れ替えがある。二月から十二月まで、日にちの下に神事名を挙げ、その下にしばしば日数等に関する注記を付す。『撰関神斎法』のように日記を引用することはなく、ごく簡略なものである。

構成

本書『撰関神斎法』は全体として、撰関家の神斎に関する故実書の体裁をとるが、分量的には『殿暦』『玉林』の神斎部類記となっている。

項目ごとに簡単な標題的な記述があり、両日記からの引用が続く。その構成を概観する。

まず冒頭に『延喜式』『神祇令』の引用によって、大祀・中祀・小祀の区分が示され、この三分類にもとづき、年中恒例の神事について、それぞれの潔斎の期間が示される。次いで臨時の神事として奉幣・使派遣などが続き、末尾では服仮・仏事との関係などの雑載となる。故実書・行事書として整った構成が意図されている。

引用されている『殿暦』『玉林』の期間は以下の通り。『殿暦』は康和四年(一一〇二)から元永元年(一一一八)で、現存する『殿暦』の年次から比較的偏りなく引用され、いずれも『大日本古記録』翻刻に該当箇所があり、佚文となる記事はない。ただし原文そのままの引用ではなく、意改などがなされている点は後述する。『玉林』は保安二年(一一二二)から天治元年(一二二四)の記事が引かれており、他の中世成立の部類記などと同じ個所の引用を確認できていない。なお当麻祭の記事として『玉林』保安六年四月十一日条を引くが(37丁)、保安五年に天治元年と改元しており、四月・十一月の上申日に行われる当麻祭としては、保安元・二・四・五年の十一月十一日が申日、使が立つ午日が神事という記載(24丁・25丁)に対応させた場合、保安四年四月十一日が午日で、目移りによる行単位の脱落などを想定すべきかもしれない。

儀式書には勘物として日記がしばしば抄出・引用される。例えば藤原実資撰の『小野宮年中行事』およびその裏書(田島公編『禁裏・公家文庫研究』一〔思文閣出版、二〇〇三年〕所収の鹿内浩胤氏による紹介)は、本書成立の前提となる書籍の体裁であるが、本書では引用文の方が相当に長く、項目名・趣旨文にも、引用された日記本文からの要約を多く含む。本書の主題が、潔斎の期間とその期間に忌むべき対象という比較的単純な事柄であり、それも撰関・氏長者本人の行動という限られた

範囲であることも一因だが、素材となった日記の比重が大きく、公事のしかるべきありかたを要約・一般化して記述するにしても、範とすべき祖先の行動を彼ら自身の日記から抜き書きして、その人物の姿を想起させるような性格を残している。本書に限らないが、行事や禁忌の性格を抽象化したり、日記記主の個別事情や論理を考察する方向ではなく、具体的な先例が断片化され、大きな標準的枠組み（これ自体は安定的なものである）の中で整理・再配列されるという、公家故実の様相を示している。その点でも、部類記・公事抜書の性格が強い故実書といえよう。

部類記の側面を強く残す故実書として、本書と比較的近い位置づけができる書物として、検非違使関係の故実をまとめた『清辨眼抄』や衛府の故実を記す『参軍要略抄』がある。また日記引用以外の割合が大きくなるが、例えば『上卿故実』も挙げうる。『野槐服飾抄』は、藤原公繼『野槐記』からの抜書にもとづくが、全体構成の秩序が日記の日付順を上回っている。藤原経房の日記『吉記』から抄出した『吉部秘訓抄』は、配列は元の日記の順序を保ち、項目名を付与する。やや成立時期は降るが、『達幸故実抄』も藤原忠親『山槐記』の抜書で、内容を大きくは部類するが、日付順の要素も残す。日次記に要約的な見出しとして標出・首書を付ける行為が、さらに進んだものといえよう。この延長線上に、本書のような形態の書物が類型として想定できる。

ところで先の鳥羽氏論文は、内容面から撰者を兼実でなく良経とし、良経が内覧あるいは摂政になるに際して家記から関連記事を抄出したものと推測しており、本稿としても妥当と考える。本奥書「摂政」が本書成立直後とは限らないが、良経は、建仁二年（一一〇二）十一月に内覧、同十二月に摂政となり、建永元年（一一〇六）三月七日に三十八歳で在任のまま急逝した。第一義的には、自身の行動の指針として編集された可能性が高からう。

『殿暦』引用の特徴

本書における引用は、『殿暦』と『玉林』からが大部分を占めるが、同様に日記類から特定の事柄につき記事を抜き出して集成する部類記とは、いささか性格が異なっている。すなわち部類記は引用元の文章をほぼそのまま抄出する傾向があるのに対し、『撰関神斎法』では元の文章の恣意的な省略や改変を数多く行っている。この点では故実書としてまとめることに意図があり、原文の字句の正確な引用は副次的であった。いくつかの例を挙げてこのことを確認する（『執政神斎類要』（神）の引用は徳大寺家本に、『殿暦』（殿）は『大日本古記録』に拠る。『撰関神斎法』と『殿暦』の対応する箇所のうち、言及する部分に線を付した。以下同じ）。

まず文体を変更している例を見てみる。日記類は原則として変体漢文で書かれるが、一部に宣命書や仮名書を用いることがある。そうした部分について、『撰関神斎法』ではことごとく漢文体に整えている。例えば次のような例である。

・賀茂祭

神…戊申 康和四年四月廿四日、殿暦云、（中略）予今日潔斎沐浴、着衣

冠向賀茂方拜、是密々儀也、

殿…戊申（康和四年四月）廿四日、（中略）予今日契斎沐浴、着衣冠賀

茂方天向拜、是密々儀也、

・月次神今食事

神…三二 康和四年十二月一日、殿暦云、依人々定猶以参御堂也、仍召祭主親

定仰云、以参法成寺也、神事前斎尤恐思、雖然忠行如参人、能々可

祈申者、又祈念、毎夜沐浴、

殿…癸丑（康和四年十二月）三日、天晴、参御堂、人々定猶可参者所参人也、

祭主親定をよひて、能々可祈之由仰了、伊勢神事有恐、雖然依先例所令參也、能々祈念、又祭主^ニも能々仰此由、此間潔斎毎夜沐浴、

・新嘗祭事

神・天永三年十一月四日、殿曆云、被此間御賀沙汰也、雖神事致沙汰、

召惣祭尉於門外令沙汰也、

殿・(天永三年十一月)四日、(中略)申廻許於家見馬、又御賀沙汰尋之、

凡此間御賀沙汰也、家中無極大事也、無力之間大事連々、雖然抛万

事勤仕、御賀請僧沙汰、雖神事致此沙汰、門外惣さい庁靜算を召、

令沙汰也、

細かな点であるが、傍線部をそれぞれ比較してみると、いずれも元の文体を変えていることがわかる。意味は変わっていないので抄出として問題があるわけではないものの、『撰関神斎法』の文章が引用元のそれと異なるということは、佚文としての原文の再現性には疑問が生ずることになる。『御堂関白記』の自筆本と古写本の併存する部分において、古写本では文体・表記を整えていることが確認される。『殿曆』においても、『大日本古記録』底本の陽明文庫本よりも整った文体の写本を九条家では伝えていた可能性もあるが、積極的にそう主張するだけの根拠とはならないように現時点では考えている。

次に複数日の条から文章を抜き出し、一文にまとめている例を挙げる。

・賀茂祭

神・康和四年四月八日、有灌仏、六日、仏供養、始供三壇、四日・七日、

当神事、服者・妊者退出、月水女出局、

殿・康和四年四月四日^{戊子}、女房渡他屋、依故座主服也、他服者并任者^妊

皆悉退出、月水女房^{にあり}

六日^{庚寅}、天陰、雨降、今日仏供養、導師齊尊、^{白衣觀音百体、不動尊百体、各國繪}申刻許

參京極、頃之退出、午刻許頭弁重資來、供三壇始、於法成寺壽命經始、於春日御社仁王講始、精進也、

七日^{辛卯}、天陰、雨下、依神事女房渡他屋、彼女房服也、他服者退出、

并月水女房皆ツホネ^{にあり}、

八日^{壬辰}、天晴、不參内、進布施、上紙也、内・院・四条宮・中宮等也、下家司為使、余内覽後始安居、師 八幡・賀茂上下・松尾・

春日・北野・行願寺^{ウセ}・祇園等也、早旦念珠、^通但不逢服者、不

忌僧、

ここでは八日条を「有灌仏」の一言でまとめ、六日条からは「仏供養」「始供三壇」が行われたことのみを抜き出す。そして四日・七日条は記事の文章がほとんど変わらないためか、それらをまとめて記している。これは引用元から必要な部分のみを取り出しているということであるが、後述するようにそれが必ずしも正確でない場合もある。一方こうした省略や改変を伴う抄出は、元の文章の趣旨を正しく伝えないことにもなる。

・賀茂祭

神・(天仁二年四月)八日、不当諸祭有灌仏者、自九日神事、若当神事者、

自朔日神斎、但不論灌仏有無、自九日可神事之由、白川院有仰、^{見殿曆}但堀川院御時、猶自朔日神事云々、^{并玉林}

殿・(天仁二年四月)五日、己卯、天晴、早旦參院、參内、侍宿、抑常習

八日当神事年、從朔日被用神事、而院仰云、故院^{後三}被仰云、雖無

灌仏年、^{是神事に}猶八日^{までは}非神事、^{當年事也}

『撰関神斎法』の傍線部は、『殿曆』の傍線部におそらく二重傍線部をも合わせて、白河院の言説として記している。一方『殿曆』では、白河院が後三条院の説を話したことになっている(波線部)。つまり説の発信者が違ってしまったわけである。なお『撰関神斎法』では「見殿曆并玉

林」とあるので、ここの引用文が『玉林』からのものである可能性もないわけではないが、いずれにしても『殿暦』を見ているわけだから、「白川院有仰」だけではやはり不正確と言わざるを得ないであろう。このように省略・改変によって文意が変わってしまった例もある。

以上、『撰関神斎法』の抄出態度を確認した。『殿暦』の対応部分と比べてみる限り、所々で元の文章との違いが生じてしまっていることがわかった。そうすると同じく引用されている『玉林』の佚文にも同様のことが言えることになる。『撰関神斎法』が抄出の過程で大きな過ちを犯しているとは言えないものの、『玉林』の佚文利用に際してはよく注意をしておくべきであろう。

【付記】 本稿は『大日本史料』第三編編纂の一環として、太田が翻刻および一部諸本との校合、『殿暦』との引用文の比較を行い、藤原が諸本に関する情報や構成についての記述を中心に追加し、全体の調整を図った。

【翻刻】

凡例

- ・ 翻刻の要領は通行に倣ったが、特記事項は以下の通りである。
- ・ 底本の体裁は、行替りは追い込み、空行は詰めるなど、これを改めた。ただし文字間の空白は概ね残した。
- ・ 各丁の表裏が変わることに⁽¹⁾を付し、裏面の終わりに⁽¹⁾の如く丁数を表示した。
- ・ 底本において判読できずに字形を写している箇所は□とした。
- ・ 『殿暦』の引用については、『大日本古記録』を参照して校訂した。煩雑になるため、校訂者による注との区別はしていない。
- ・ 校訂注「」のうち、脱字ないし省略された文字については、「脱」の字は略し、その箇所の字間の傍に示した。
- ・ なお（ママ）を振るべき箇所が残るが、原則として省略した。
- ・ 人名注のうち、「予」は自明であるので省略した。連続して出てくるものは初出に付し、二回目以降は略したが、参考に付した箇所もある。

「表紙」 「執政神斎類要」

延喜式曰、踐祚大嘗祭為大祀、祈年・――・賀茂等祭為中祀、大忌・^(鎮花)風神・三枝・相嘗・鎮魂・大・道饗・園韓神・松尾・平野・春日・^(鎮火)大原野等祭為少祀、神祇令曰、一月斎為大祀、三日斎為中祀、一日斎為少祀、

大祀 「踐祚大常祭」

十月、御禊日先沐浴、自六日以後潔斎、僧尼・重輕服・妊者・月水

女皆出家中、不寄女人迎、

十二月卯日、沐浴、殊潔齋、幼主供神物之間、攝政以奉仕彼事之故也、

午日、自今夜不潔齋、但忌僧尼・重輕服者如常、是後齋也、至晦日

如此、不參法成寺御八講初日、先例也、^(十一月晦日)

天仁元年十月廿一日、殿曆云、自宮潔齋、不寄女人迎、是大嘗會

祭夜、依幼主御供神物之間、予可勤之也、定僧尼・服者事如常、予

今夜為齋沐浴、

十一月廿四日、予自今夜不潔齋、但僧尼・服者如此有障人不來、是

復齋呼也、至晦日有此事、

保安四年十月十六日、大嘗會取結^(御喪)也、自今日至出大嘗會潔齋、十

一月十一日、大嘗會結日、予潔齋殊甚、同午日、今日今日退出後

不潔齋、但猶神事也、此日結大嘗會發齋肉、不參法成寺御八講初日、

中祀

賀茂祭 四月、

自朔日神齋、忌僧尼・重輕服者、月水女在曹局、女事不憚之、祭日、

月水女退出、^(二)止女事、

八日、不當諸祭有灌仏者、自九日神事、若當神事者、自朔日神齋、

但不論灌仏有無、自九日可神事之由、白川院有仰、^(見殿曆并玉林)但堀川院

御時、猶自朔日神事云々、

灌仏当神事者、攝政・関白不献布施、

祭次日、齋王帰後辞齋、^(○コノ行行間小字)

天永三年三月廿九日、殿曆云、参院、見^(白河)参次上皇仰云、雖無灌仏、

及其日非神事、不及大仏事者、非神事日可修法・読経等、他人所知

者、無灌仏年、賀茂祭入月神事也、^(以前)

四月五日、於法成寺五大堂不動念殊并供始之、雖祭以前如此祈、有

先例之由有院仰、仍所始行也、於平等院五大堂同有念殊、付寺僧行

之、女房兩三^(源師子)日聊不例、仍召僧令祈、依先例也、故殿侍時、北政

所不例御時、有此例、中納言^(藤原忠通)北斗法、阿闍梨仁尊於本房始之、須

近々始行、雖然神事之間有憚、仍於房院^(東北)始之也、

今案、八日雖始祈、猶非家中歟、

天仁元年四月二日、殿曆云、八集門權佐頭隆令奏院云、有灌仏時、

八日以前^(無神事)、服者^(重服)不參歟、如何、帰来云、八日以前不

当神事日、服者不被恐之、如常也、

康和四年四月八日、有灌仏、六日、仏供養、始供三壇、四日・七日、

当神事、服者・妊者退出、月水女出局、^(房)

天仁二年四月三日、自朔日神事也、仍不召僧、^(○意ニヨリ改行ス)

保安二年四月五日、玉林、依⁽⁴⁾世間慎、諸門行仁王講、但今日依神

事暫渡他所、

今祭不當神事間、仏事不憚之、但灌仏有無可引捨、^(用)

申日、無賀茂詣、者遣職事於川原解除、殊潔齋、着衣冠降庭遙拜、

祈事不參之恐、^(申)

康和四年四月廿四日、^(戊申)殿曆云、今^(一)日解除、是有障不參賀茂

故也、須出河原解除也、雖然依物忌不出、以職事盛家於川原有此事、

陰陽師道言仰事趣也、予今日潔齋沐浴、着衣冠向賀茂方拜、是密々

儀也、

保安三年四月十三日、玉林云、予依不參詣、於河原修白祓、子細見

去々年記、着冠衣遙拜賀茂社、謝申不參詣由、⁽⁵⁾

天治元年四月十三日、無賀茂奉幣、忌予不解除、自政所直付繩、^(紙)奇

怪事也、着衣冠降庭尊仰、不參拜之由拜謝賀茂、

月次神今食事 六月・十二月、

自朔日至十二日神齋、十日・十一日・十二日、三ヶ日致齋也、散

齋之間、仰在重輕服・妊者退出、月水出局、致齋之間、同退出、如四月、」

撰政時弘經護他所、閑白時在列座、但致齋猶出之、當日沐浴、後齋之日強不々憚可厭仏事云々、

十二月、散齋之間、參法成寺御八講、依右障止事也、

或神今食例故、事前七ヶ日致齋、

康和四年十二月一日、殿曆云、依人々定猶以參御堂也、仍召祭主親定仰云、」以參法成寺也、神事前齋尤恐思、雖然忠行如參入、能々

可祈申者、又祈念、每夜沐浴、

嘉承二年十一月七日、同記云、召祭主親定朝臣問云、予齋月齋日何

樣可潔齋哉、奉內覽兼日之時、故大殿仰云、神事月自朔日至于後齋、

忌僧尼・重輕服、月障女候曹局不參御前、但當日并前、後齋三ヶ日

殊以潔齋、月水女退出、又断女事、撰政間同前者、年來所存此儀也、

而近代作法神慮難測、於事有恐、神宮例重可聞食者、親定令申云、

大神宮例祭主・宮司并正員禰宜等齋式異他、是則專供奉神事、敢不

緩怠之故也、至于權宮并氏人者、三ヶ日潔齋許也、然者撰録之任、

准氏人・權宮等例、自朔」日忌避僧尼・重輕服、不行仏事、至于當

日前後并三ヶ日者、月水女退出、断女事、能令潔齋御何事在哉、大

殿御時同有此沙汰、定上旨又以如此者、令仰云、聞食了、但於神事

有不慮之懈怠、至愚之甚其尤切、偏依冥助可消啓徵之由、能々可令

祈申者、

保安四年六月五日、玉林云、撰政之時、」六・十二・九月等、前七ヶ

日致齋、

又云、神事之間、若不可服魚類之時、以魚一盃居其台云、故実也、

是殿仰也、

同十二月五日、同記云、雖神事同輕服者参会、貴所不憚也、雖輕服

身神事潔齋、同尋常時、

〔頭書〕天治元年六月六日、依神今食齋、自今日用清衣清帶、自昨日可潔齋、

然而穢」中不然、

例幣事 九月、

自朔日至十二日神事、其式同神今食、

康和四年九月一日、殿曆云、穢以後服」蘇・魚不精色、於僧尼者○依

為前齋忌之、

嘉承二年九月十二日、同記云、今日奉幣停止、仍從朔日無先齋、又

三日無齋、奉幣停止之明、先之無神事之故也、仍予不憚僧尼、不憚

女事、

天仁二年八月卅日、同記云、自明日依神事、今日予渡他棟屋、依神

事僧侶來東面齋月僧侶來、有恐、仍祭主親定卿被參祈申之由、仰之、

十一日、今日僧不來、例幣當日故也、自來之間、至昨日僧來、恐思

不少、仍召陰陽師宗憲、密々令解除、

十二日、僧來東面、如日来、

元永元年九月一日、神事、每日有落字敷無大般若供養止、但仏供養於壇所

有此事、」

保安四年九月六日、玉林云、予為神事、仍女房服暇之間、護居他屋、

九日、例幣依本宮構延引、來十七日也、但至十七日猶可為神事、

十日、雖神事間殊不致潔齋、不忌女房服暇、故大殿例如此、

十五日、雖服後而女房同居、

十七日、例幣祭遣、去十一日依本宮」構延引、

十八日、依例幣 齋、不謁詣、

新嘗祭事 十一月、

自朔日至齋日神事、如神今食、

三ヶ日潔斎、

嘉承二年十一月十二日、殿曆、依前斎月水女房退出、為閑白時、月水女房候」宮所曹局、為撰政時、件女房此日退出也、

十三日、今日例幣也、去九月依日次不快延引、今日予終日着吉服侍宿、遣問師（師）通房卿許云、諒闇間奉幣時、先例主上着吉服給歟、延久例如何、令着給者、終日可着給歟、御覽宣命之時許歟、師申云、延久諒闇間奉幣時、至于當（一）日者主上終日令着吉服給、是常例也、然者撰政准此例、終日可着御吉服、自内不可被改御者、

保安三年八月卅日、玉林云、自明日可有例幣斎、仍渡修法於他所并出妊者、

新嘗祭事 十一月、

自朔日至辰日神事、寅・卯・辰三ヶ日致一斎、其儀如神今食、

天永三年十一月四日、殿曆云、彼此間御賀沙汰也、雖神事致沙汰、召惣祭尉於門外令沙汰也、

保安三年十一月一日、玉林云、自明日為神事、仍忌女房渡居他所、雖輕服之人、忌人如此、（一）

七日、雖神事月、依先例定法成寺八講僧尼、依夢想告殊神事潔斎、

祈年祭 二月、

四日、為式日前後三ヶ日潔斎、或說云、自朔日神事、但謬說也云々、

康和四年二月三日、殿曆云、今日前斎也、仍不念殊、不向奈良僧、

四日、祈年祭也、自座主御許有消息、則令返事了、

長治二年二月三日、殿曆云、今日前斎也、雖然思失也、返々恐思也、

仍思定可沐浴、甚施斎了、月水女房不被前、

五日、昨日祈年祭、仍今日施斎也、而（一）思失不斎、極恐思、仍沐浴、

早旦乘馬、蜜々事、依輕也、

嘉承二年二月五日、同記云、於鳥羽十座仁王講被修云々、而依神事

間不參、

天仁元年二月五日、同記云、申刻自内退出、今日施斎也、仍晚頭退出、北政所不例、仍僧等多參集、依神事有憚不參、

天仁二年二月十一日、同記云、今日院（後）仰云、祈年祭斎三日也、從

二月朔日有斎之条、不可然者、

保安四年二月五日、玉林云、日来依神事、候内、今日婦參、

伊勢幣事 祈年穀・公卿勅使・臨時等類也、

前後三ヶ日斎也、其儀如祈年祭、（一）

公卿勅使前施斎如（一）、發遣以後潔斎、只參四日潔斎、（或力）

康和四年二月廿二日、殿曆云、明日奉幣云々、聞件示由、公説經沙（召歟）

門外、（長治二）年穀奉幣、（之）

同年八月十二日、同記云、向東三条、女房來会、依斎有憚女房不來

会、今日沐浴洗頭、奉幣上卿書不然、為丁寧說之、（行事雖）

十三日、伊勢公卿勅使也、

十九日、參宮日也、仍予今日潔斎、

嘉承二年二月十一日、同記云、被發遣公卿勅使、

十二日、今日不出行、依施斎如常忌人、

十一月七日、御即位伊勢幣也、宣命草、予着吉服見之、

天仁元年二月十四日、同記云、今日前斎也、參鳥羽、依召參御前、

十五日、祈年穀奉幣也、宣命草、着吉服見之、予宿侍、今朝沐浴、

十六日、參鳥羽、御幸法勝寺、予依神事不入門内退出、

同年四月廿七日、主上令服忌給、依前斎也、（鳥羽天皇）

廿八日、着吉服參御前、次參院、今日無（魚）程奉幣也、今日宇佐使參

宮日也、而伊勢奉幣也、仍主上令服忌給、是院仰也、予今日可服忌

也、雖然太山府君祭也、仍精進、但密々居忌、（魚、下同）

也、雖然太山府君祭也、仍精進、但密々居忌、

〔頭書〕

〔二月十一日、院仰云、公卿勅使神宝之後非神、奉行藏人一人潔斎、^{〔天仁年〕}使立後潔斎、三月十三日、今日非神事、公卿勅使參宮次日非神事也、

天仁二年七月三日、伊勢奉幣也、予宿侍、四日、未刻參院、戌刻退出、予家内有壇所、仍時以後退出、是神事故也、

十五日、今日行幸奉幣定也、予并中將、^{〔實茂也〕}〔^{〔藤原季子〕}〕姫君有修法、未刻參法成寺、

廿一日、今日候宿、家内修法壇甚多、仍明日伊勢奉幣也、仍自今夜候内、今朝於務所服蒜、^{〔宿〕}

廿二日、伊勢奉幣也、予密々有謁書、^{〔湯事〕}

廿三日、今日候宿、戌刻退出、^{〔内〕}

天永三年七月廿五日、施斎也、依院仰謁僧、院仰云、施斎ハ内にも召僧、常事也、親人不例時、不可有憚也、

元永三年八月十三日、依前斎、毎日仏供養・読經催他所、^{〔東三条〕}大般若供養延一日止之、来十六日可供養、

十四日、祈年穀奉幣也、

廿六日、依前斎、毎日仏供養於僧宿房供養之、於大般若^{〔若〕}上延引、神事了後可供養、^{〔17〕}

廿七日、伊勢奉幣也、

保安二年十二月九日、玉林云、依奉幣前斎、止修法加持、散斎之間、依無止事、密々行之、

十日、伊勢奉幣也、

保安三年十二月八日、公卿勅使參宮以前不潔斎、只為神事、九日、公卿勅使參宮日潔斎、

同四年三月七日、祈年穀奉幣前斎也、摂政之時、可重事也、但穢中也、九条——出他所——日次不宜、今夜在他屋、

同年七月十七日、祈年穀奉幣也、今日候神事、依仰接大衆令座也、

七月五日、臨時伊勢幣也、依前斎読經渡他所、

天治元年四月廿五日、臨時伊勢幣日、^{〔18〕}時定之、今日予念誦如例、春日祭事 二月・十一月、

未日使立、申日祭、氏長者入月之後、自朔日至卒川祭神事、但不忌興福寺僧、当日沐浴、二月二日、宇治殿御忌日也、為祭以前者、不參

平等院、為祭以後者、參入、無憚、^{〔藤原顯通〕}

康和四年二月二日、殿曆云、今月斎日也、雖然忌月之上為重服身、仍念珠、但不謁僧尼・服者、祭日不可念珠、非服之時不可令念珠、縱雖忌月非服時可有憚歟、

三日、春日斎向奈良僧、先例也、

十日、今日神事也、仍女房有障不來、^{〔19〕}僧尼并服者不來、不念珠、十一月三日、申刻沐浴、依春日祭也、

長治二年二月二日、今日以參宮給也、而春日祭以前入堂有憚、仍不參、凡自一日至春日祭如神今食也、^{〔可參宇治〕}

九日、今月入月之後、卒川祭^{〔率下同〕}まで僧尼・服者不來、妊者同、祭三ヶ日之間、女房月水在局不來前、但奈良僧不忌、之、

十日、院御八講也、卒川祭之上、依物忌不參候、雖非物忌、祭日尤可憚之、非御八講之時、雖神事參入也、

嘉承二年二月一日、予今日神事、春日祭以前忌憚人、天仁元年二月一日、申剋參内、侍宿、此間北政所不例御、仍僧等并修法壇^{〔20〕}所有其數、仍神事間候内、

二日、依諒闇不奉幣、候内、今日宇治殿御忌日也、雖須參仕、依神事不參、

三日、今日春日祭^{〔云々歟〕}之、不奉幣御杖也、今日候内、昨今於宿所沐浴、為精進也、雖不奉幣、依恐沐浴、

天仁二年二月二日、宇治殿御忌日也、予依神事不參、

〔元永元〕承久四年十一月一日、於此亭可立神馬、而女房服飯也、仍向東三條立之、帰來、自今朝有出居、

保安二年十一月十日、玉林云、依有妊者不奉幣春日、依当月也、或

說云、春日神事、氏人懷妊強不忌之、仍祈事〔儀〕施而女房同居〔參〕

保安四年二月十一日、春日不奉幣、行^{〔傳〕}₍₂₁₎御祓、女房不修祓、予猶神

事、女房不神事、依懷妊也、

天治元年二月五日、依服日数内、不奉幣春日、修御祓^{（イ）}

小祀

松尾祭 四月・十一月、共上申日、

平野祭
同

大原野祭
二月上卯日、
十一月中五日、

卒川祭 二月・十一月、共上酉日、

梅宮祭 四月・十二月、共上酉日、

吉田祭
四月中子日、十一月中申日、

日吉祭 四月・十一月、共中申日、

園韓神祭 二月上丑日、十一月中五日、

山科祭 四月・十一月、上巳日、

中山祭 四月中酉日、十一月上酉日、

北野祭
八月四日、

已上、当日神事如例、大原野・梅宮・吉田・日吉・北野等祭、有神

馬十疋、當日早旦沐浴、北野立幣後服魚、

天永三年八月四日、殿曆云、向東三条、北野奉幣如常、女房不例、

孔雀經轉讀如昨日、予居他屋、必依神事也、不參院御講、奉幣以後

服魚、件儀見故殿御記、

永久四年八月四日、北野神馬如常、北安房見野奉幣（北見）之、間在良朝臣申

云、過七日奉幣何事有哉、仍今日立之、奉幣了服魚

(137) 徳大寺家本『執政神斎類要』（『摂政関白神斎法』）（太田・藤原）

同四年六月十四日、祇園御靈會、御輿渡大路之前精進、

十五日、自陣中住宅立祇園幣、有先例也、但乘尻饗在東三条、

天治元年六月七日、祇園御輿迎、未渡大路之前精進、

十四日、祇園御會以後服魚、

放生會 八月十五日、

神馬十疋、當日神事如例、但精進也、

康和四年八月十五日、殿曆云、神馬十疋、依放生會也、於東三条立

之、今日月蝕也、姫君祈禱師經誦經、於京極御堂行之、須於此亭行

之、雖然依神事於他所行之、

長治元年八月十五日、子細同前、⁽²⁶⁾

同二年八月十五日、蒜忌五十日内也、立奉幣十疋、仍遣職事一人於

東河白碓、^(九)

嘉承二年八月十五日、今日放生會也、上卿・并不參、予不立神馬、

公家并余不忌僧尼、是付宮寺公家無沙汰之故也、

元永元年八月十五日、依服藥忌、不立神馬、遣行事於川原令解除、

其次女房」依齋忌同不立之、^(由)同萩之、雖不立神馬精進、但服齋不

服魚、女房同之、

保安二年八月十五日、玉林云、放生會也、予依有妊者修白祓、^(由)

同三年、同前、

臨時祭 三月、石清水、十一月、賀茂、

當日神齋、石清水精進、

長治二年三月九日、殿曆、臨時祭也、⁽²⁷⁾予神事、服魚、依服齋也、^(並)

不奏宣命、

嘉承二年三月廿日、予依病不參内、臨時祭也、今日依神事僧等不来、

廿一日、臨時祭還^(立後)、予家非神事、僧等来、^(降)

天仁元年三月十四日、臨時祭也、依拝不參、今日雖神事服魚、主上

御精進、予雖服魚不寄女迎、明日使還參程未可」神事也、雖然予不

潔齋、只服者^(論證)・仰詳被忌之也、

永久四年三月十四日、臨時祭也、今日祭以前精進、以後服魚、齋同

之、

御燈事 三月・九日・朔日、若宮

當日神齋、精進、祓之服魚、^(後)

三日、内御燈、撰政・関白無神齋、但候内之時神事云々、⁽²⁸⁾

長治元年九月一日、殿曆云、卯刻出河原白碓、早旦沐浴、程了服魚、^(威)

同二年三月一日、今日御燈也、依服齋不出川原、遣職事於河原解除、

齋忌七ヶ之由、光平所申也、

天仁元年三月一日、御燈白祓也、須出川原如例行之也、而其職不

元明、仍殿曆云、故大殿於亭令行給由見御記、仍付彼例、於南面

有此事、予同、取笏、御堂諒闇年有御齋、見御記、

乞巧奠事

非神事不潔事、

宇治離宮祭事

立神馬・乘尻、非神事、

於平等院釣殿見物、有例、⁽²⁹⁾

長治元年八月廿三日、卯刻參宇治、今日離宮社初立神馬・乘尻、神

馬一疋、乘尻四人、非祈神事也、午刻着^(泉)殿、未刻立神馬、無拝、

先例也、馳馬。間、於平等院釣殿見物、故宇治殿・大殿下御坐御有

此事、仍予又如此、

嘉承二年五月八日、依宇治離宮祭、御幣業房令參、常例也、今日非

神事、是異」例也、故殿如此、^(藤原師実)

臨時

大奉幣事

天仁元年三月廿九日、今日大奉幣也、予沐浴後着衣服參御前、藏人〔藤原〕有業被參着、卯刻〔宣符〕同見之、〔玉林云〕保安四年七月十八日、大奉幣日、執政〔30〕不精進、不加伊勢、以石清水為第一、然而猶不精進、

宇佐使事

当日精進潔齋、進齋以後未參宮之間、非神事、〔寛治如此、嘉承為神事、三年四月十九日〕參着日、神事精進、

天仁元年四月十一日、殿曆云、今日被立宇佐使、是代始也、和氣使、依院仰、予着吉服、予今日精進、又沐浴、主上自今日御精進、予〔宣符〕今日拜精進、參宮日又精進、路間不精進、御參之後、撰政不忌僧尼、不憚女事、但服者憚之、妊者又同、公家被行仏事例也、雖然今度不被行也、

十九日、今日不參堀川院、是宇佐使御參之後、未參宮之間、神事故也、雖然〔31〕於聖隆寺、每月十九日御經供養如例令供養、

廿二日、公家御折等、予承引、公家神事故也、堀川院御時、為直〔及末〕被用神事、付彼例被用歟、院仰也、

廿七日、今日主上令服魚給、依奉幣先齋歟、

廿八日、今日七社奉幣也、又宇佐使也、依為伊勢奉幣、主上令服魚給、是院仰也、予今日可服魚也、雖然太山府祭也、仍精進、但魚居台也、

元永元年七月廿九日、宇佐使立之後、出内神事云々、仍此亭神事、〔大〕先々不聞、〔本年〕一□、

八日、先々宇佐使立後非神事、而今度依院仰被用神事、先々不会合也、神事〔32〕之時、不被用神事、而今度七月被立使、立之後為神事、

如何、

保安四年七月廿五日、玉林云、啓遣宇佐使、今日予精進潔齋、廿七日、宇佐使御參之後、未參宮之間、非神事、寛治例如此、嘉承為神事、今度追寛治例也、

臨時諸社奉幣事

八月十六日 宇佐和氣使參着也、神事精進、

当日神事如恒、

天仁元年三月二日、殿曆云、今日公家奉幣黑口社、仍神齋、予沐浴、以顯隆申院云、精進之社許之、奉幣之時可為御精進歟、如何、仰云、行幸時御精進也、奉幣〔33〕雖有潔齋、無御精進、仍予服魚、主上縱雖為御精進、於一人者不精進、只潔齋許也、

保安四年六月五日、玉林云、公家八幡御神事、雖為御精進、其間有伊勢幣之時、服魚、

被奉仏舍利於諸社事

当日神事精進、

天永三年六月十七日、被奉仏舍利於諸社、予今朝於宿所沐浴、予精進、十六日、仏舍利使僧於真言院受戒、今日精進也、又非神事、

私奉幣事 臨時、

天永三年十二月六日、殿曆云、今日依〔34〕來十四日大饗、予奉幣七社、八幡幣了後服魚、皆付社司幣料紙也、

齋王卜忌之事

神事、勅使歸參後辭齋、

保安四年八月廿八日、玉林云、——今日予為神事、勅使歸參後辭齋、依咳病雖不祝年、不着裝束令修祓、〔意ニヨリ改行ス〕

公家泰山府祭事

保安三年十月五日、公家參宿祭御前必御判可書之由、有院宣、不

蒙仰云々前服魚、而奉仰之後、潔齋書之、忌憚之由、有勅定、⁽³⁵⁾
伊勢神寶發遣事

永久四年八月廿八日、伊勢神寶發遣、今日改神事也、^(余)

諸社遷宮事

天仁二年十月廿三日、今日稻荷遷宮也、^(依)先例非神事、公家又同、

神齋撰政閔白之輕重事

嘉承二年十月廿九日、依日蝕始修法、二壇、金輪法三井寺阿闍梨信

譽於寺修之、北斗法阿闍梨懷譽於白川修之、予為閔白之間、家內壇

所不出外、而撰政時依恐思出之、渡東三条、家內無壇所、但猶^(此)拾、^(不審也)

天仁二年四月二日、閔白時妻為服暇⁽³⁶⁾之時、神今食前齋間居同所、^(御曆記)

但當神事日居他棟、見殿曆、^(見是下卷)撰政時例不分明、仍此間宿他棟也、

妻屋服飯之時出居別棟屋事

天仁二年四月二日、殿曆云、左京大夫女子宰相中將家政女昨日死

去云々、仍女房服也、暫予居他屋、^(源師子)

永久四年十一月一日、殿曆云、予於此亭可立神馬、而女房輕服也、^(元永元)

仍未刻向東三条立之、了歸來、從今朝有出居、

保安六年四月十一日、玉林云、依當麻祭、与女房不同宿、^(藤原宗子)

十三日、雖奉幣前齋、不忌女房、先例也、

同三年九月五日、八幡行幸御祈七社奉幣、依神齋渡坐他屋、依女房

懷妊也、⁽³⁷⁾夫妻之間、前齋日強不忌之、先例也、

同四年九月六日、予為神事、仍女房服飯之間、渡居他屋、^(致)

十日、雖神事間、殊不被潔齋、不忌女房服飯、故大殿例如此、

天治元年二月十六日、祈年穀奉幣、女房雖日教內、^(本マ、)除服了不忌之、^(依)

有病者之時、雖神事召僧事^(付、修法)

天永三年四月五日、殿曆云、女房兩三日聊不例、仍召僧令祈、依先

例也、故殿御時、北政所不例御時、有此例、中納言^(藤原宗子)初北斗法、阿

闍梨仁尊、阿闍梨於本房始之、須近々始行、雖然神事之間有憚、仍

於房東北院始之也、^(頃)

同七月廿三日、早旦參院、之退出、今日前齋也、雖予居他屋初誦經、^(然)

千手經、⁽³⁸⁾園城寺僧六口、誦經始之間、予在他屋、如此有大事之時、

在他屋例也、又參院之次仰又如此、仍在他屋也、予修法所有寢殿、

雖然不出、予在他屋、

廿四日、己卯、今日行幸奉幣、^(平野大原野行)幸御祈奉幣也、今日僧來、女房不例故也、

依院仰予有他屋、女房料大般若誦經初之、又仏三体愛染王・尊星王・

千手觀音始^(之)、

廿五日、庚辰、雖為後齋、予依院仰對面僧、院仰云、後齋八内^(に)

召僧常事也、親人不例之時、可不有憚也、女房猶不例也、

八月四日、齋院、次向東三条、北野奉幣如常、還亭、女房不例、仍

孔雀經誦經如昨日、予居他屋、依神事不參院誦、依神⁽³⁹⁾事也、依病

者僧皆來、如常、予不会合、女房今日頗宜、

十八日、參院、御逆修結願也、自今日行幸神事也、雖然院事不准他、

仍參入、但於家忌僧侶、但有病者、宿他所、

卅日、自明日依神事、今日予渡他棟屋、依神事僧侶來東面、祈女房、

九月一日、今晚予渡他屋、依仰來也、^(僧等)

五日、今日祈年穀奉幣也、依院仰病者許僧來、予他屋、奉幣立刻

限僧暫令退出、

十一日、今日僧不來、例幣當日故也、日來之間、至昨日僧來、恐

思不少、仍召陰陽師宗憲、密々令解除、^(事)

十二日、巳時參院、暫令退出、僧東面來如日來、⁽⁴⁰⁾

十二月一日、今日不出修法、^(於他屋有此)康平比宇治殿・承曆比故殿

神今食前齋籠法性寺給、見御記、仍不出修法、於僧者自今朝不召前

也、予不參御堂、心地不快、壇所僧達來時如常、

保安四年八月四日、玉林云、北野祭神馬立、依家中有修法、渡他所立之、依女房邪氣、去夜立門外、」

九月六日、^(アキママ)

天治元年四月三日、玉林云、女房邪氣更発、仍雖齋月召僧加持、依有先例也、

四日、加持女房之間、依神事当日予在別屋、

五日、加持女房之間、雖為齋月、依不當諸社祭、不移他屋、⁽⁴¹⁾

神事間身服仮事

保安四年十二月五日、玉林云、雖神事間、与輕服者参会、貴所無憚、予依輕服、仰親仲令祈申之、雖輕服間、神事潔齋、同尋常時、^(大寺)

十一日、輕服之後、依無日次、来廿五日不能出仕、神事自□^本許輕服可有憚、又今日雖神事有限、^(依事イアリ)内々有許服沙」汰、

十二日、輕服之後、初出仕、神事日可有憚歟、今日大神祭并送立日也、

天治元年二月一日、大原野祭、服日数雖未滿、依除服了修白祓、^(出)五日、依服日数中、不奉幣春日、修白祓、^(出)⁽⁴²⁾

撰政関白神齋法、就家記抄出之、為備廢忘也、随所見遂可書入、不可他見也、

撰政
判在
」